



PRESS RELEASE

令和7年11月10日
南予地方局八幡浜支局企画課

令和7年度八幡浜保健所運営協議会の開催について

八幡浜保健所運営協議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

1 日 時 令和7年12月11日（木） 14:00～15:30

2 場 所 愛媛県八幡浜支局7階 大会議室
(八幡浜市北浜1丁目3番37号)

3 内 容

- (1) 八幡浜保健所管内の概況について
- (2) 八幡浜保健所主要事業について

4 傍 聴

- (1) 傍聴の定員 10人
- (2) 傍聴の申し込み方法等

ア 傍聴を希望される方は、12月5日（金）正午までに電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称並びに氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を運営協議会の事務局（企画課企画情報グループ）へ連絡してください。（1回の申し込みに1名のみ可）

イ 傍聴の申し込み受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

ウ 傍聴することができる方には、12月9日（火）17時までに運営協議会事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡します。

- (3) 会議は開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

【問い合わせ先】

愛媛県南予地方局八幡浜支局企画課

担当：山口・園部

TEL 0894-22-4111（内276）

FAX 0894-24-0631

傍聴要領

八幡浜保健所運営協議会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、12月11日（木）13時50分までに、会場（南予地方局八幡浜支局7階大会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

（受付開始は、12月11日（木）13時30分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他の会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。